

大玉村公告第 47 号

令和7年3月28日

大玉村長 押 山 利 一

大玉村鳥獣被害防止計画の公表について

鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号）第4条の規定に基づき、「大玉村鳥獣被害防止計画」を作成したので、同法第4条第9項に基づき公告する。

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 6 年度
計画主体	福島県大玉村

大玉村鳥獣被害防止計画

＜連絡先＞
担 当 部 署 名 福島県大玉村産業建設部産業課
所 在 地 福島県安達郡大玉村玉井字星内 7 0 番地
電 話 番 号 0 2 4 3 － 2 4 － 8 1 0 7
F A X 番 号 0 2 4 3 － 4 8 － 4 4 4 8
メールアドレス sangyoka@vill.otama.fukushima.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ツキノワグマ、ニホンジカ、ニホンザル ハクビシン、タヌキ、アライグマ、カラス
計画期間	令和7年度～令和9年度
対象地域	福島県安達郡大玉村

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和5年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	・ 水稻	9.87万円／0.09ha
ツキノワグマ		0ha
ニホンジカ		0ha
ニホンザル		0ha
ハクビシン		0ha
タヌキ		0ha
アライグマ		0ha
カラス		0ha

(2) 被害の傾向

添付地図参照

①イノシシ

村内全域を行動圏としており、個体の多くが山間部に生息している。

5～10月における水稻の踏み倒しが主な被害であり、年によっては馬鈴薯等の芋類や人参等の野菜においても被害が発生している。

村内全域で侵入防止柵の整備が進んだことや豚熱の蔓延などもあり、イノシシによる農作物被害の発生件数は以前より減少しているが、法面の掘り起こし被害の多発及びそれに伴う水路の土砂流入等の金額算出が困難な被害も増加している。

②ツキノワグマ

安達太良山麓が生息地となっている。

トウモロコシやデントコーン等クマの好物の作付け件数減少に伴い、農作物被害は減少しているが、山沿いの集落において、住宅や村道付近にクリ・ウワミズザクラ等の樹木や竹林がある場合や納屋に米ぬかなどクマの好物を保管している農家がある場合については、今後人身被害の発生が懸念される。

③ニホンジカ

安達太良山麓が生息地となっている。

村内での農作物被害は未だ発生していない状態であるが、山間地域で目撃情報が寄せられており、村の北西に位置する県民の森付近では多数の個体が生息していることが確認されたことから、今後数年以内において被害の発生が懸念される。

④ニホンザル

村西部の山に生息している。

山間部で群れの日撃情報があり、被害の発生が予見される。

人や車が近づいても逃げない個体がいることから、今後さらに行動圏が拡大することが懸念される。

⑤ハクビシン

住宅地域を含む村内全域で生息が確認されている。

住宅敷地内(特に納屋や空き家などの建物内)における糞害が主に発生している。また、小規模ではあるが家庭菜園など自家消費野菜の食害が発生しており、今後さらなる被害の拡大が懸念される。

⑥タヌキ

住宅地域を含む村内全域で生息が確認されている。

住宅敷地内(特に納屋や空き家などの建物内)における糞害が主に発生している。また、小規模ではあるが家庭菜園など自家消費野菜の食害が発生しており、今後さらなる被害の拡大が懸念される。

⑦アライグマ

住宅地域を含む村内全域で生息が確認されている。

住宅敷地内(特に納屋や空き家などの建物内)における糞害が主に発生している。また、小規模ではあるが家庭菜園など自家消費野菜の食害が発生しており、今後さらなる被害の拡大が懸念される。

⑧カラス

住宅地域を含む村内全域で生息が確認されている。

日の出前・日没後の活動が活発であり、果樹の食害などの被害報告が寄せられている。また、住宅団地内において、家屋や車への糞害やいたずら行為が確認されている。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和5年度）	目標値（令和9年度）
イノシシ	9.87万円／0.09ha	9.5万円／0.09ha
ツキノワグマ	0万円	0万円
ニホンジカ	0万円	0万円
ニホンザル	0万円	0万円
ハクビシン	0万円	0万円
タヌキ	0万円	0万円
アライグマ	0万円	0万円
カラス	0万円	0万円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	鳥獣の捕獲活動については、大玉村鳥獣被害対策実施隊（以下 実施隊）により実施した。 イノシシについては、銃器、足くくりわな、箱わなを用いて、ツキノワグマについては、銃器、箱わなを用いて、ハクビシンについては、箱わなを用いて実施した。 ・現在の捕獲頭数（イノシシ） 30頭／年	実施隊員については、高齢化に伴う後継者の確保・育成、また、鳥獣が村内全域を行動圏としていることからそれぞれの隊員が担う対策範囲が拡大し、一部地域ではわなの見回りなどの対策を実施できる隊員が少なく、特定の隊員に負担がかかっている状況である。
防護柵の設置等に関する取組	被害拡大防止のため、防護柵の設置希望者に対し、資材の提供及び補助を実施した。 令和3年 52件（20,294m） 令和4年 21件（4,870m） 令和5年 12件（3,038m）	防護柵については、適切な設置及び管理が重要であり、獣種毎に設置方法が異なることや下草等の管理（除草作業等）を継続実施しなければならないことが難点であり、設置後の継続的な管理が営農者の負担となっている。
生息環境管理その他の取組	森林整備による間伐や雑草の定期的な刈り払い等により鳥獣のすみかを管理し、農作物残渣は肥料として利用した。	鳥獣被害の温床となっている耕作放棄地の刈り払いや緩衝帯整備等、地域住民が一体となった対策の実施及び放任果樹等の誘引物に係る管理者特定が困難である。

(5) 今後の取組方針

今後の取り組み方針は、下記を柱として実施する。

- ①地域住民による被害防除体制の確立に向けた集落単位の勉強会の実施。
- ②環境整備、防護柵及び捕獲をバランス良く組み合わせた被害防止対策の推進。
- ③効果的な捕獲活動の推進及び狩猟免許取得者の確保。
- ④周辺自治体と連携した捕獲等の協力体制の確立。

鳥獣被害対策の実効性を高めるためには、集落住民が活動の中心となる必要があるため、勉強会等を通じて、個々の知識や技術の向上を図るなど、住民と一体となった対策活動を展開する。

また、地域住民が一体となって耕作放棄地の刈り払いを実施するなど、鳥獣を寄せ付けない環境づくりを実施できる体制を整備する。

イノシシの防除対策として、防護柵の整備を推進する。防護柵の導入に際しては、設置及び管理方法が適正となるよう指導を徹底するとともに、導入後は管理の徹底を呼び掛ける。

防護柵については、安価であり設置や移設が容易な電気柵を主に推進するが、被害の主体がイノシシであり、かつ、永続的な耕作管理が見込まれる場合は、耐久性に優れ、管理が比較的容易なワイヤーメッシュ柵も考慮する。

なお、交付金等を活用して防護柵を導入する場合は、原則として、①鳥獣を寄せ付けない環境作り、②有害個体の捕獲推進、③適切な防護柵管理、の3点が、集落住民の手によって実行されることを前提条件とする。

捕獲は、大玉村有害鳥獣対策協議会（以下 協議会）と連携した鳥獣被害防止対策事業などを活用して、実施隊による捕獲活動を進めるとともに、捕獲効率の向上及び実施隊員の活動省力化のため、ICTの利用を進める。また、狩猟免許取得者には取得経費に対する補助金を交付するなどし、営農者自らが捕獲者になることを含めた捕獲実施者の確保に努める。

なお、鳥獣は市町村の境界を越えて移動する場合があるため、必要に応じて、周辺自治体と連携した捕獲等の活動を実施する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

実施隊が主に実施する。

実施隊員は、平成27年4月1日より施行した大玉村鳥獣被害対策実施隊設置条例に基づき、福島県猟友会本宮支部大玉分会の推薦により40名以内を任命し、地区ごとに鳥獣の捕獲を行う。

効果的な捕獲を行う手段として、ライフル銃を実施隊員に所持させる。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	イノシシ ツキノワグマ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン タヌキ アライグマ カラス	・実施隊員の負担軽減及び活動意欲の向上のため、協議会と連携し、活動に要した経費を支援する。また、必要に応じて捕獲機材（足くくりわな等）やICT等先進技術の導入を行う。 ・狩猟者の確保、育成推進のため、狩猟免許取得者には取得経費並びに地元猟友会への加入費に対し、補助金を交付する。また、初心者向け講習会の実施により狩猟技術の向上を促す。 ・わなの見回りについては、特に地域住民と協力することにより、実施隊員の負担軽減及び住民の鳥獣害対策への関心向上を促す。 ・周辺市町村と連携し、鳥獣の生息状況等の情報交換を行う。
令和8年度	イノシシ ツキノワグマ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン タヌキ アライグマ カラス	・実施隊員の負担軽減及び活動意欲の向上のため、協議会と連携し、活動に要した経費を支援する。また、必要に応じて捕獲機材（足くくりわな等）やICT等先進技術の導入を行う。 ・狩猟者の確保、育成推進のため、狩猟免許取得者には取得経費並びに地元猟友会への加入費に対し、補助金を交付する。また、初心者向け講習会の実施により狩猟技術の向上を促す。 ・わなの見回りについては、特に地域住民と協力することにより、実施隊員の負担軽減及び住民の鳥獣害対策への関心向上を促す。 ・周辺市町村と連携し、鳥獣の生息状況等の情報交換を行う。
令和9年度	イノシシ ツキノワグマ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン タヌキ アライグマ カラス	・実施隊員の負担軽減及び活動意欲の向上のため、協議会と連携し、活動に要した経費を支援する。また、必要に応じて捕獲機材（足くくりわな等）やICT等先進技術の導入を行う。 ・狩猟者の確保、育成推進のため、狩猟免許取得者には取得経費並びに地元猟友会への加入費に対し、補助金を交付する。また、初心者向け講習会の実施により狩猟技術の向上を促す。 ・わなの見回りについては、特に地域住民と協力することにより、実施隊員の負担軽減及び住民の鳥獣害対策への関心向上を促す。 ・周辺市町村と連携し、鳥獣の生息状況等の情報交換を行う。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
イノシシは、福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県イノシシ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。
ツキノワグマは、福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ツキノワグマ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。
ニホンジカは、福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンジカ管理計画に基づく基準により捕獲を行う。
ニホンザルは、福島県第13次鳥獣保護管理事業計画及び福島県ニホンザル管理計画に基づく基準により捕獲を行う。
ハクビシン・タヌキ・アライグマ・カラスは、福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準により捕獲を行う。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ	福島県イノシシ管理計画及び福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による 捕獲目標50頭	福島県イノシシ管理計画及び福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による 捕獲目標50頭	福島県イノシシ管理計画及び福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による 捕獲目標50頭
ツキノワグマ	福島県ツキノワグマ管理計画及び福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による	福島県ツキノワグマ管理計画及び福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による	福島県ツキノワグマ管理計画及び福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による
ニホンジカ	福島県ニホンジカ管理計画及び福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による	福島県ニホンジカ管理計画及び福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による	福島県ニホンジカ管理計画及び福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による
ニホンザル	福島県ニホンザル管理計画及び福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による	福島県ニホンザル管理計画及び福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による	福島県ニホンザル管理計画及び福島県第13次鳥獣保護管理事業計画に基づく基準による
ハクビシン タヌキ アライグマ カラス	福島県第13次鳥獣保護管理計画に基づく基準による	福島県第13次鳥獣保護管理計画に基づく基準による	福島県第13次鳥獣保護管理計画に基づく基準による

捕獲等の取組内容	
捕獲方法：	イノシシ 足くくりわな、箱わな及び銃器による。 ツキノワグマ 箱わな及び銃器による。 ニホンジカ 足くくりわな、箱わな及び銃器による。 ニホンザル 箱わな、囲いわな及び銃器による。 ハクビシン 箱わなによる。 タヌキ 箱わなによる。 アライグマ 箱わなによる。 カラス 銃器による。
捕獲時期：	農作物被害の発生時に適宜実施する。 被害が多発する春季と秋期においては重点的に実施する。 イノシシについては、恒常的に被害が発生することが予想されるため予察活動を併せて実施する。
捕獲場所：	農作物被害の防止を目的とする場合は、被害が大きい地区を重点的に実施する。 人的被害の防止を目的とする場合は、必要に応じた範囲で実施する。
捕獲実施：	安全かつ効果的な捕獲を実施するため、地域住民の理解を得ながら、鳥獣の行動を把握し、必要最低限の捕獲を行う。 また、人的被害の恐れがある場合にも実施する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
イノシシは警戒心が非常に強く、わなによる捕獲は場所が限定されることから、より効果的に捕獲する手段として、射程が長いライフル銃を使用した遠距離からの捕獲を実施する必要がある。
ライフル銃の使用は、周辺の安全を確保しながら慎重な判断のもとで、有害捕獲及び個体数調整捕獲において許可する。なお、その使用の時期や場所は、有害捕獲又は個体数調整捕獲の許可証及び従事証に記載されているものに限る。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
大玉村全域	ニホンジカ

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ ツキノワグマ ニホンジカ ハクビシン タヌキ	電気柵 4,000m 受益面積 7.0ha (補助)	電気柵 4,000m 受益面積 7.0ha (補助)	電気柵 4,000m 受益面積 7.0ha (補助)

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和7年度	令和8年度	令和9年度
イノシシ ツキノワグマ ニホンジカ ハクビシン タヌキ	春から秋頃にかけ、行政放送等により定期的に集落住民による適正な管理（除草・注意表示等）が実施されるよう啓発活動を行う。 補助事業で設置した場合は、電気柵は8年以上、ワイヤーメッシュ柵は14年以上利用しなければならないこととする。	春から秋頃にかけ、行政放送等により定期的に集落住民による適正な管理（除草・注意表示等）が実施されるよう啓発活動を行う。 補助事業で設置した場合は、電気柵は8年以上、ワイヤーメッシュ柵は14年以上利用しなければならないこととする。	春から秋頃にかけ、行政放送等により定期的に集落住民による適正な管理（除草・注意表示等）が実施されるよう啓発活動を行う。 補助事業で設置した場合は、電気柵は8年以上、ワイヤーメッシュ柵は14年以上利用しなければならないこととする。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

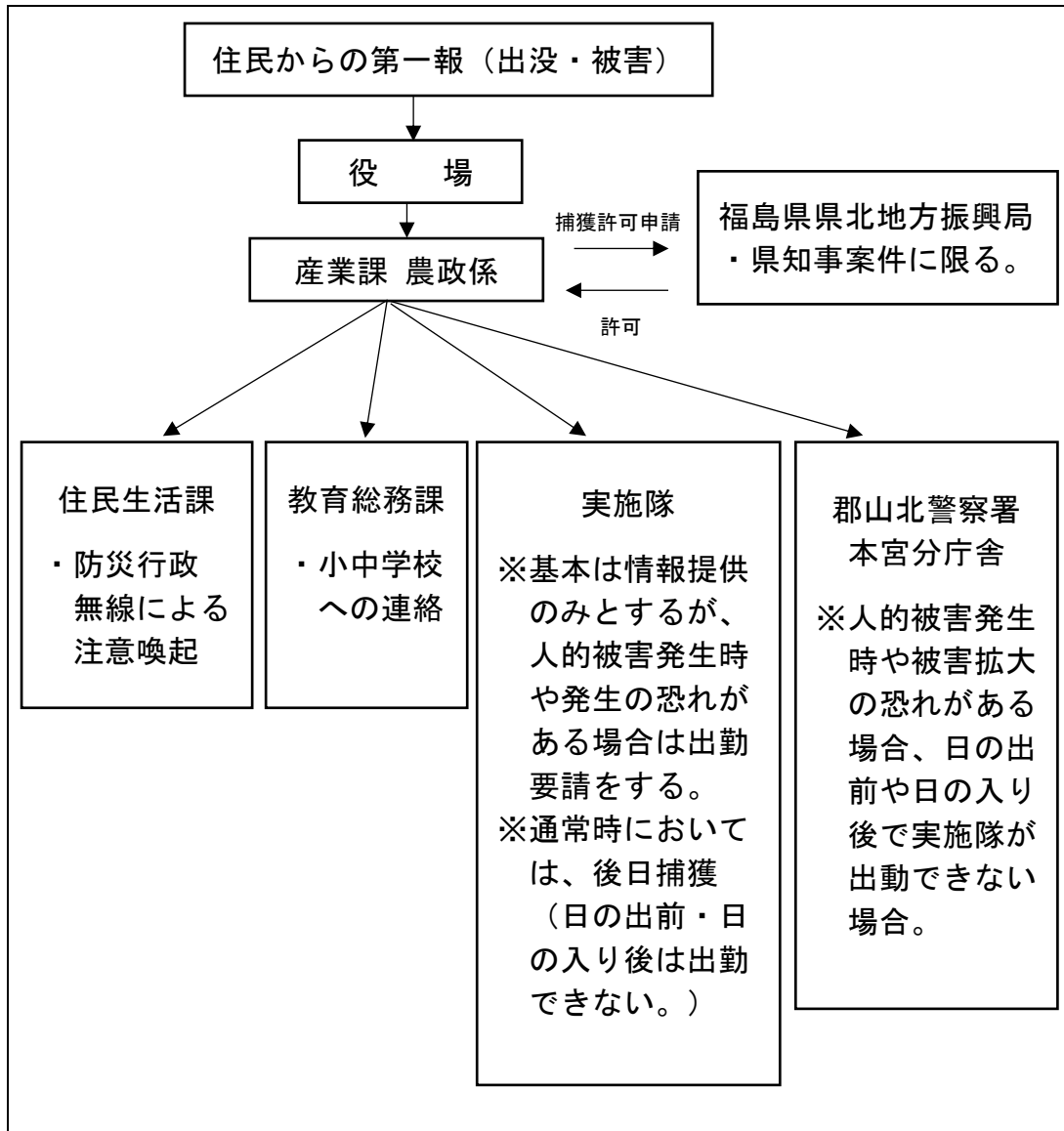
年度	対象鳥獣	取組内容
令和7年度	イノシシ ツキノワグマ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン タヌキ アライグマ カラス	・地域住民からの情報提供を促し、被害状況及び生息状況の把握に向けた情報収集を行う。 ・地域住民に対し、広報紙等を通じて鳥獣害対策に関する情報提供を実施することにより自衛意識を喚起し、収穫後の農作物残渣や生ごみの適正処理を呼びかける。 ・集落内において鳥獣の誘引原因となる未利用果樹や竹林等の調査を行い、情報の可視化及び提供を行う。
令和8年度	イノシシ ツキノワグマ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン タヌキ アライグマ カラス	・地域住民からの情報提供を促し、被害状況及び生息状況の把握に向けた情報収集を行う。 ・地域住民に対し、広報紙等を通じて鳥獣害対策に関する情報提供を実施することにより自衛意識を喚起し、収穫後の農作物残渣や生ごみの適正処理を呼びかける。 ・未利用果樹や竹林等の調査結果をもとに、集落に対し今後の利用や伐採計画等の検討を促す。
令和9年度	イノシシ ツキノワグマ ニホンジカ ニホンザル ハクビシン タヌキ アライグマ カラス	・地域住民からの情報提供を促し、被害状況及び生息状況の把握に向けた情報収集を行う。 ・地域住民に対し、広報紙等を通じて鳥獣害対策に関する情報提供を実施することにより自衛意識を喚起し、収穫後の農作物残渣や生ごみの適正処理を呼びかける。 ・未利用果樹や竹林等の状況を適宜把握し、誘引原因として、集落等に被害発生のある場合は、順次伐採等を促す。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
実施隊	緊急時…招集。周辺の状態を勘案し、安全と思われる場所での射殺又は捕獲。 通常時…わな（箱・囲い・足くくり）及び銃器による捕獲。
大玉村役場	緊急時…実施隊（日没後は、警察署）へ連絡し、周辺住民への防災行政無線による注意喚起を行った後、現場へ向かう。 また、必要に応じ捕獲等許可に係る事務を行う。 通常時…実施隊（日没後は、警察署）へ連絡し、現場へ向かう。また、パトロールを実施しながら、現場周辺の農作業等で外出中の方へ注意喚起を行う。
郡山北警察署 本宮分庁舎	実施隊員が日没後のため出動できない場合に連携を図り、パトロールで注意喚起を行う。
福島県県北地方振興局	大玉村に対する捕獲許可（県知事許可）、助言等を行う。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した鳥獣は、捕獲後速やかに焼却又は埋却等、適切に処分する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	国からの出荷制限指示及び摂取制限指示により、当面は食品としての利用は困難である。
ペットフード	なし
皮革	なし
その他 （油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等）	なし

(2) 処理加工施設の取組

なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

なし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	大玉村有害鳥獣対策協議会
構成機関の名称	役割
実施隊	鳥獣関連情報の提供と鳥獣の捕獲を行う。
ふくしま未来農業協同組合	鳥獣関連情報の提供と対象地域を巡回し、営農(技術)指導を行う。
福島県農業共済組合	鳥獣関連情報の提供と対象地域へ被害防止対策の指導を行う。
福島県鳥獣保護管理員	鳥獣関連情報の提供と諸活動への助言指導を行う。
大玉村	事務局を担当し、協議会に関する連絡・調整を行う。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
福島県生活環境部 自然保護課	協議会に対し、鳥獣関連情報の提供並びに有害鳥獣の捕獲及び被害防止について、助言・指導を行う。
福島県県北地方振興局 県民環境部	協議会に対し、鳥獣関連情報の提供並びに有害鳥獣の捕獲及び被害防止について、助言・指導を行う。
福島県県北農林事務所 森林林業部	農地周辺の環境整備としての森林整備に関する情報提供、助言・指導を行う。
福島県農業総合センター 企画経営部	協議会に対し、鳥獣関連情報の提供並びに有害鳥獣の捕獲及び被害防止について、助言・指導を行う。
福島県県北農林事務所 安達農業普及所	協議会に対し、鳥獣関連情報の提供並びに被害防止技術の情報提供を行う。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

被害防止施策の実施に積極的に取り組むことが見込まれる者のうちから村長が任命する。定員は、40人以内とする。

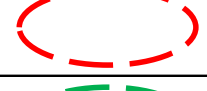
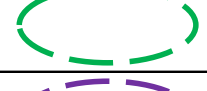
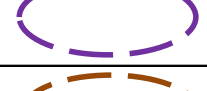
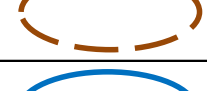
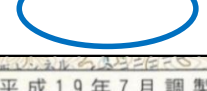
(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

村内における農作物の被害は山間部が中心であるが、近年は集落に近い農地にも被害が及んでいる。その原因のひとつとして耕作放棄地の増加が考えられるが、営農者の高齢化などから個々の対応には限界があるため、地域住民が一体となった対策が必要となる。そこで、集落規模で被害防止対策（イノシシやツキノワグマ等のわな設置、緩衝帯整備、電気柵等の設置など）を行うなど、地域住民が協力しながら実施する体制整備が望まれる。そのためには、協議会を中心に、関係機関が連携した中・長期的な対策ができる体制を維持していくことが必要である。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

協議会として意見交換会、現地研修会等を開催する。

福島県 安達郡 大玉村管内図

凡 例	
	市町村境界
	イノシシ被害発生地域
	ツキノワグマ出没地域
	ニホンジカ出没地域
	ニホンザル出没地域
	ハクビシン出没地域
	タヌキ出没地域
	アライグマ出没地域
	カラス出没地域
	鉄砲等禁止区域

